

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）（06-6615-7525）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	事故時の応急の措置命令
概要	特定施設、指定施設又は貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質、指定物質又は油を含む水が当該事業場から公共用水域に排出され、又は地下浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければなりません。これらの応急の措置を講じていないと認めるときは、応急の措置を講ずべきことを命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	水質汚濁防止法第14条の2第4項
処分基準	<p>特定施設、指定施設又は貯油施設等の破損その他の事故が発生したとき、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が、水質汚濁防止法第14条の2第1～3項に規定する応急の措置を講じていないと認めるとき。</p> <p>水質汚濁防止法第14条の2第1～3項に規定する応急の措置とは以下のとおり。 直ちに、引き続き有害物質（又は指定物質又は油）を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質（又は指定物質又は油）を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	